三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	山本　恵
変更後	伊藤　龍一

(2)　変更年月日
平成二十五年十二月二十七日

○中国地方整備局告示第四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録内容の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。
平成二十六年一月十四日
中国地方整備局長　栗田　悟

一　登録番号
中国地方整備局長　5
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
ハウスプラス中国住宅保証株式会社
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	長江　健一

(2)　変更年月日
平成二十六年一月六日

○四国地方整備局告示第四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十六年一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年一月十四日
四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十五号及び四百九十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高知県安芸郡芸西村西分字江尻二二三一番一から南国市物部字東横田七四三番一まで	前	A　八・〇〇～一〇・一六メートル	一二・九〇三キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C　一〇・一六～一〇・〇〇	九・六〇六	
	後	A　八・〇〇～六七・〇〇	一二・九〇三	
		B・C・D・E　一〇・一六～一〇一・〇〇	一一・四八五	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○北海道開発局告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十六年一月十四日
北海道開発局長　澤田　和宏

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　函館圏都市計画道路事業三・三・二十二号放射四号線
三　事業施行期間　自平成二十六年一月十四日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　北海道函館市日吉町四丁目地内
使用の部分　北海道函館市東山町及び日吉町四丁目地内

人事異動

公正取引委員会

（経済取引局長）内閣府事務官　中島　秀夫
事務総長に昇任させる
（官房総括審議官）同　松尾　勝
経済取引局長に配置換する
（審査局審査管理官）同　山田　昭典
官房総括審議官に昇任させる
（事務総長）同　山本　和史
願に依り本官を免ずる（以上一月九日）

法務省

（立川区検察庁副検事）副検事　今間　三郎
東京区検察庁副検事に配置換する
（東京区検察庁副検事）同　町井　裕明
立川区検察庁副検事に配置換する（以上一月一日）
（さいたま地方検察庁熊谷支部長）検事　遠藤　秀一
東京高等検察庁検事に配置換する
（東京高等検察庁検事）同　國分　敬一
さいたま地方検察庁検事に配置換する
さいたま地方検察庁熊谷支部勤務を命ずる
さいたま地方検察庁熊谷支部長を命ずる（以上一月六日）
（東京地方検察庁検事）検事　小玉　大輔
法務事務官（法務省大臣官房秘書課付）に併任する（一月七日）

○定年退官
熊本区検察庁副検事林田一幸は、検察庁法第二十二条の規定により一月七日限り定年退官

財務省

（国税庁課税部課税総括課消費税室長）財務事務官　吉田　寿彦
（国税庁課税部個人課税課長）同　田中　光史
（東京高等検察庁検事兼国税庁課税部資産課税課長）検事兼財務事務官　濵田　毅
（国税庁課税部法人課税課長）財務事務官　住倉　毅宏
（国税庁課税部酒税課長）同　星屋　和彦
（国税庁徴収部徴収課長）同　新井　智男
（総務省自治税務局都道府県税課長）総務事務官　開出　英之
（総務省自治税務局市町村税課長）同　溝口　洋
（総務省自治税務局固定資産税課長）同　村手　聡
齋藤　真哉　高須　教夫
岡田　憲二
岩瀬　哲正　鈴木　一水
桝田　龍三
門田隆太郎　成田　智弘
平川　茂
永橋　利志　伊藤　雄太
秦　雅彦
平成二十六年度税理士試験試験委員に任命する（各通）（一月八日）

岩手県

○収用委員会委員再任
伊藤今子委員及び吉田瑞彦委員は、二十五年十二月二十五日再任された。

○収用委員会予備委員任命
斎藤千加子予備委員は、二十五年十二月二十四日任期満了し、同月二十五日次の者が任命された。
収用委員会予備委員　山田　佳奈

栃木県

○監査委員選任
黒本敏夫委員は、二十五年十二月十二日任期満了し、同月十三日次の者が選任された。
監査委員　金井　弘行

○収用委員会委員任命
菊池恭子委員及び高木光春委員は、二十五年十二月十四日任期満了し、同月十五日次の者が任命された。
収用委員会委員　島田トミ子
同　竹澤　一郎

群馬県

○収用委員会委員任命
奥木功男委員は、二十五年十二月二十日任期満了し、同月二十一日次の者が任命された。
収用委員会委員　長岡　武

○収用委員会委員再任
石川直美委員は、二十五年十二月二十一日再任された。